

令和5年 No19 融合問題

1. 一の敷地におけること等 (=する制限の緩和 用途地域等の規定)
法 86条1項 に 法48条(用途地域等)は含まれない → X
2. 不服申立て 指定確認検査機関の区分による不服 建築審査会へ審査請求
法 94条 → O
3. 高さ3m超 ホテル 非常用エレベーター設けないか 法3条2項の適用を受けてるものについての増築
増築部分床面積の合計が基準時の1/2超のときは非常用エレベーターの設置が必要
法 3条2項 現在存在する建築物は、法改正などで新たに施行された規定に適合していない
3項 増築部分は階段、増築部分が既存部分と現行規定が適用される
法 86条の7 規定の範囲内で高さは既存部分に不適不格の部分が残る、良い
全137条の6 (非常用の昇降機(曳引機) 法34条2項の適用を受けない3mを超過した建築物)
一 増築部分の高さが3mを超えるかつ、床面積の合計が基準時の1/2を超える
二 改築部分の床面積が基準時の1/2を超えるかつ、基準時の高さを超える
↑
4. 平家造木造 動弱地盤の区域外 足固め立た場合 土台を設けなくてよい
令 42条(土台及び基礎) → O

令和3年 No21 融合問題

1. 木造延べ面積1200m² 事務所 外壁、軒裏で延焼のおそれのある部分防火構造
法 25条(大規模の木造建築物等の外壁等) → O
2. 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 耐力上の欠点があるもの 耐久性等関係規定
令 41条(木材) → O
令 36条1項 耐久性等関係規定
3. 一級建築士の設計 不造延べ面積120m² 高さ9m 2階建一戸建 一部の規定が審査から除外
法 6条の4(確認の手順)
三号 法6条1項四号で建築士の設計に対するもの → O
4. 木造 2階建一戸建て 土台の過半の修繕は「大規模の修繕」に該当
法 2条 五号 主要構造部に土台は含まれない
十四号 大規模修繕は主要構造部(構造行為)過半の修繕 ↑

令和2年 No19 融合問題

1. 小学校の教室 採光に有効な面積の算定 用途地域の区分に応じて子供補正係数
令 19条、20条(有効面積の算定方法) → O
2. 一の敷地におけること等に関する制限の緩和 用途地域等の規定
法 86条1項 に 法48条(用途地域等)は含まれない → X
3. 特定行政庁が許可した条件の性 壁面線を越えて建築できる
法 47条(壁面線による建築制限) → O
4. 用途変更 工事完了後と建築主事に届け出
三云7条1項(建築物に係る完了検査)
三云8条1項(用途の変更に対するこの法律の適用) ←

令和2年 用途変更 融合問題 防火地域、準防火地域以外

1. 面積 150m^2 高さ 15m 3階建一戸建て住宅を旅館に用途変更
 警報設備を設けねば、主要構造部と防火構造による必要ある。
 法21条 (耐火建築物等にのみ適用する) 特殊建築物
 一号 別表第1(1)項 警報設備を設けねば除外 → ○
2. 面積 150m^2 一戸建て住宅を物品販売業を営む店舗に用途変更
 確認済証の交付不要
 法87条 1項 法6条1項一号の特殊建築物と取扱い専用
 200m^2 以下は含まないが不要 → ○
3. 法3条2項 排煙設備の規定を受ける工事例で飲食店に用途変更
 特定行政庁の認定 工事完了後であっても排煙設備を設置する必要ある。
 法87条3項 法21条等の規定を受ける建築物の用途変更の場合 この規定を準用する
 (法35条 排煙設備が含まない) 法3条の誤りを除く
 法87条の2二号 工事完了後のみ → ②以上の工事中、もしくは工事の向
 建築基準法の規定に適合] ③以上の工事の終了後の工事着工 → X
4. 特殊建築物の用途変更に特別施行場所と利用 指定行政庁の許可
 法21条、27条の規定を受けるところ一年を超えて使用できる
 法87条の3 7項 前項(6項)の規定にかかる限り、同項(6項)後段の規定を準用
 一年以内 法21条 27条 対応する

令和1年 融合問題

1. 指定確認検査機関の処分 審査請求は建築審査会に受け取らざる
 法94条1項 (不服申立て) → ○
2. 容積率の算定の面積にエレベータの昇降路、共同住宅老人ホームの廊下階段は
 1/2を限度に算入しない
 法52条 (容積率) 6項 一号、二号 (は算入しない) → X
3. 地盤が軟弱な地域以外 平家建不適住宅で国土交通省が使用 土台を設けること
 法42条 (土台及び基礎)
 二号 → ○
4. 位置が決定している火葬場 特定行政庁が認めた場合 新築のみとする
 法51条 → ○